

資料室



[HOME](#) | [資料室](#) | [労働組合](#) | [組織活動](#) | [労働運動](#) | [労働組合と政治](#)

[労働組合](#)

[労働者福祉・共済](#)

[一般教養](#)

[組織活動](#)

[組織運営と法律](#)

[労働安全衛生](#)

[経営対策活動](#)

[教育・宣伝活動](#)

[労働時間をめぐる諸問題](#)

[教育活動](#)

[選挙活動](#)

[組合組織（公務員）](#)

[教育カリキュラム](#)

労働運動 労働組合と政治

1. 政治的民主主義とは、働く者の社会的、政治的諸課題を議会制民主主義のルールを尊重し、我々の代表を議会に送り出すことによって実現をはかる。そのためには、思想、信条を同じくする政党と支持、協力しあう、というものです。
2. 労組の目的は「労働者が人間らしく物心両面で豊かに生きていく」ことにあり、それは企業の中での経済的な活動だけで達成できるものではありません。早い話が、賃上げをしても物価が上がれば生活は楽になりませんし、税金が重くなれば生活は苦しくなります。これらは政治問題であって、経営者と交渉してもどうすることもできません。政治に対して要求し、解決していくべき問題です。このような労働組合の政治活動は当然の活動であり、これからも、益々重要になる活動です。
3. 労働者の要求を政治に反映するために
 - ① 選挙を通じて議会に我々の代表を送り出す。
 - ② 政治要求を掲げた集会やデモ行進など国民運動の展開。
 - ③ 地域の世話活動、署名活動。
 - ④ 議会や行政機関への請願・陳情活動。
 - ⑤ 行政の各種審議会などに代表を送りこみ意見の反映を図る。
 等々の活動を行っています。
4. 民主的な労働組合が政治活動を行うに当って、守るべき基本的な考え方は
 - ①労働組合と政党は、運動の目的も組織の性格、機能も違います。あくまでも「労働運動としての政治活動」であって、政党の活動と混同しないこと。
 - ②したがって、政党の支配、介入を許さず、労組の自主的な選択によって、政党支持を決定し、協力していくこと。
 - ③あくまでも法を守りながらの活動であること。
 - ④したがって、議会制民主主義を尊重し、その体制を守り抜く活動であること。
 等々です。

[キーワード検索はこちら](#)

資料に関する解説やサイト内ブックマーク、簡単なクイズもできる無料会員登録のお申し込みはこちらになります。

Worker's Library 会員登録
お申し込みはこちらです。

[>>一覧へ戻る](#)